

斑鳩町事業者支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症による影響が拡大・長期化していることに伴い、町内における経済活動の維持及び事業継続の支援のため、事業活動に影響を受けている中小企業者等を対象に、予算の範囲内において、斑鳩町事業者支援金（以下「支援金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「中小企業者等」とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者及び小規模企業者並びに個人事業主をいう。

(交付対象者)

第3条 支援金の交付の対象となる者は、次のいずれにも該当する中小企業者等とする。

- (1) 町内に事業所を有する中小企業者等であること。
- (2) 令和2年12月31日以前から引き続いて事業を営み、かつ、今後も事業を営む見込みがあること。
- (3) 令和3年1月から同年12月までの間のいずれかの月（以下「対象月」という。）の売上額が、前年又は前々年の同月の売上額（個人事業主で白色申告を行っている場合は、前年又は前々年の月平均の売上額）と比べて30%以上減少している者であること。
- (4) 町税を滞納していないこと（徴収を猶予されている者等は除く。）。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者であるときは、支援金の交付の対象者とししないものとする。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員（暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(2) 次のいずれかに該当する者

- ア 国又は法人税法（昭和40年法律第34号）別表第1に規定する公
共法人
- イ 宗教上の組織又は団体
- ウ 政治団体
- エ 支援金の趣旨及び目的に照らして支給が適当でないと町長が認め
る者

（支援金の額等）

第4条 支援金の額は、1交付対象者当たり3万円とする。

2 支援金の交付は、1交付対象者につき1回限りとする。

3 支援金の使途は、事業の継続又は新型コロナウイルス感染症対策に要す
る費用に限るものとする。

（支援金の交付申請）

第5条 支援金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、令
和4年2月28日までに斑鳩町事業者支援金交付申請書兼請求書（様式第
1号）に、誓約書（様式第2号）及び別表に掲げる確認用書類を添えて町
長に申請しなければならない。

2 町長は、審査において必要があるときは、前項の規定にかかわらず、追
加の書類を求めることができるものとする。

（支援金の交付決定等）

第6条 町長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請の内容を
審査の上、支援金の交付の可否を決定し、斑鳩町事業者支援金交付・不交
付決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項の規定による交付決定の通知を行ったときは、支援金の交
付決定を受けた者に速やかに支援金を交付するものとする。

（支援金の返還）

第7条 町長は、支援金の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当
すると認めるときは、支援金の交付決定の全部又は一部を取り消すことが
できる。この場合において、既に支援金が交付されているときは、支援金
の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(1) 偽りその他不正の手段により支援金の交付を受けたとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、町長が不相当と認めたとき。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第7条及び第8条の規定は、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

別表 (第5条関係)

1	対象月の売上額を示す帳簿等の写し
2	確定申告書等の写し
ア	個人の場合 前年分又は前々年分の確定申告書、所得税青色決算書又は収支内訳書 (白色申告)
イ	法人の場合 前事業年度分又は前々事業年度分の法人事業概況説明書、法人税確定申告書別表一 (一)
3	町税に係る納税証明書
4	支援金振込先口座の通帳の写し